

秋田県介護職員等によるたん吸引等研修事業実施要綱
(不特定多数の者対象)

1. 目的

社会福祉士及び介護福祉士法（以下、「法」という。）に基づき、特別養護老人ホーム等の施設及び居宅において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

2. 実施主体

実施主体は秋田県とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる機関に委託できるものとする。

3. 対象者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者（児）施設等（医療施設を除く）、居宅サービス事業所等に就業している介護職員等（介護福祉士を含む。以下同じ。）を対象とする。

4. 研修課程及び研修の実施方法

(1) 研修課程において介護職員等が行うことが許容される行為の範囲

ア たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

・口腔内、鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする。

イ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

・胃ろう、腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブの挿入状態の確認は、介護職員等を指導する保健師、助産師、看護師（以下、「指導看護師」という。）が行う。

(2) 研修の種別

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条に定める第一号研修及び第二号研修を実施することとし、履修する行為は下表のとおりとする。

研修の種別	履修する行為
第一号研修	口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部のたんの吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の5行為全て
第二号研修	口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部のたんの吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の5行為のうち、実地研修を修了した行為

(3) 研修課程

ア 基本研修（講義）

(ア) 別表1の内容及び時間数を満たす講義を実施する。

(イ) 講義の修得状況の確認は、筆記試験により行うこととし、筆記試験の作成方針は次のとおりとする。

a 基本方針

(a) 介護職員等が、医師の指示の下、看護職員との連携によりたんの吸引及び経管栄養を安全に実施するための知識を修得していることを確認する。

(b) 筆記試験の合否判定基準は総正解率が9割以上の者を合格とする。

(c) 筆記試験問題の作成、筆記試験の実施、筆記試験の総正解率が9割未満の者の取扱いの決定、筆記試験の合否の判定については、「秋田県介護職員等によるたん吸

引等研修実施委員会」(以下、「研修委員会」という。)において別に定める。

b 出題形式

客観式問題(四肢択一)により行う。

c 出題数及び試験時間

出題数30問、試験時間60分を下限として実施する。

d 問題作成指針

別表1の内容について試験問題を作成し、その試験問題の作成にあたっては、次の点について留意する。

- (a) 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、たんの吸引等を中心とした内容となるよう配慮する。
- (b) 対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識及びたんの吸引等について行為の根拠や目的及び技術に関する知識について基礎的知識を問う問題を中心とする。
- (c) 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出题する。

イ 基本研修(演習)

(ア) 筆記試験に合格した介護職員等に対し、演習指導講師の指導の下、別表2に定める演習を実施する。

(イ) 演習の実施にあたっては、演習シミュレーター(吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練器材一式)、人体解剖模型、その他演習に必要な機器(吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等)を用いる。

(ウ) 演習の評価にあたっては、別添1「基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票」を用いる。

(エ) 別表2に定める行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、「基本研修(演習)評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価結果が「基本研修(演習)評価基準」で示す評価項目について手順通りに実施できているとなった場合に、研修委員会において修了を判定する。

なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させるものとする。

ウ 実地研修

(ア) 基本研修の講義及び演習を修了した介護職員等に対し、指導看護師の指導の下、別表3に定めるもののうち、研修の種別に応じた行為の実地研修を実施する。

(イ) 実地研修の具体的な実施方法は別添2により行う。

(ウ) 実地研修の評価にあたっては、別添1「基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票」を用いる。

(エ) 研修の種別に応じ、別表3に定める行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について指導看護師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す評価項目について手順通りに実施できているとなった場合であって、下記a、bのいずれも満たす場合に、研修委員会において修了を判定する。

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講させるものとする。

a 当該行為において最終的な累積成功率が70%以上であること。

b 当該行為において最終3回の実施において不成功が1回もないこと。

5. 研修の一部履修免除

4(3)に定める研修課程については、当該研修以外のたん吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合

には、当該研修の一部を履修したものとして取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とする。

- (1) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
（履修の範囲）基本研修
- (2) 法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者
（履修の範囲）基本研修及び実地研修

6. 講師

- (1) 基本研修（講義）の講師は原則として厚生労働省が行う「喀痰吸引等指導者講習（以下、「指導者講習」という。）」を受講した医師、保健師、助産師又は看護師とする。
- (2) 基本研修（演習）及び実地研修において介護職員等を指導する指導看護師は、保健師、助産師又は看護師で、臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講した者とする。
- (3) 秋田県が指導者講習と同等の内容の研修を実施した場合の修了者及び「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師又は看護師は、(1)及び(2)に該当するものとする。
- (4) 基本研修（講義）のうち、大項目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」に含まれる科目については、上記(1)にかかわらず、当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えない。

7. 研修の費用

無料とする。

8. 研修の委託に係る留意事項

- (1) 本研修の実施を委託する場合、委託を受ける者（以下、「受託者」という。）の要件は次のとおりとする。

ア 講師、会場等の研修体制の確保が確実に行われると見込まれること。

イ 会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理が行われると見込まれること。

ウ 受託者は、介護職員等に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。

- ・開講目的
- ・研修事業の名称
- ・研修実施場所
- ・定員
- ・研修期間
- ・研修課程
- ・受講資格
- ・講師氏名
- ・実地研修施設
- ・研修修了の認定方法
- ・受講手続き

エ 受託者は介護職員等の研修の出席状況等に関する状況を確実に把握し保存すること。

オ 受託者は、事業運営上知り得た介護職員等に係る秘密の保持については、厳格に行う

こと。

カ 受託者は、実地研修等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、介護職員等に対しても秘密保持について十分に留意するよう指導すること。

(2) 受託者は、実地研修の実施について、別添2の要件を満たす実地研修施設へ再委託できるものとする。

9. 実地研修における安全の確保等

(1) 実地研修施設は、別添2に従い、利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）に対し、実地研修の実施と当該実地研修施設の組織的対応について説明し同意を得る等適切な手続きをとること。

(2) 実地研修において事故が発生した場合は、実地研修施設は速やかに指導を行っている医師、看護師等に報告し、適切な処置を講ずるものとする。また、その状況を当該利用者の家族、秋田県、受託者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 実地研修施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(4) 受託者は、実地研修中の介護職員等の行為を対象としている損害賠償保険に加入する等の適切な対応をとること。

(5) 受託者及び実地研修施設は、利用者の安全確保、知り得た秘密の厳守について万全を期すよう研修受講者へ周知徹底を図ること。

10. 修了証明書等の交付

(1) 秋田県知事は、研修修了者に対し別添3-1により修了証明書を交付するものとする。ただし、秋田県から研修の全課程の委託を受けて受託者が本研修を実施した場合には、別添3-2により修了証明書を交付するものとし、この場合、受託者は速やかに秋田県に研修実施状況を報告すること。

(2) 秋田県知事は、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

11. 帳簿等の保存及び廃棄

(1) 次に掲げる帳簿及び書類の保存期間は、次に定めるとおりとする。

ア 研修受講申込書及び添付書類	2年
イ 基本研修（講義）筆記試験答案	1年
ウ 基本研修（演習）評価票	1年
エ 実地研修評価票	1年
オ 研修修了者名簿	永年

(2) 帳簿及び書類の保存は、確実で、かつ、秘密が漏れることのない方法により行い、廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

12. 報告

秋田県は、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

13. 施行

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(別表1) 基本研修(講義)の内容及び時間数

大項目	中項目	時間
1 人間と社会	1) 個人の尊厳と自立	0.5
	2) 医療の倫理	0.5
	3) 利用者や家族の気持ちの理解	0.5
2 保健医療制度とチーム医療	1) 保健医療に関する制度	1.0
	2) 医行為に関する法律	0.5
	3) チーム医療と介護職員との連携	0.5
3 安全な療養生活	1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2) 救急蘇生法	2.0
4 清潔保持と感染予防	1) 感染予防	0.5
	2) 職員の感染予防	0.5
	3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4) 滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握	1) 身体・精神の健康	1.0
	2) 健康状態を知る項目(バイタルサインなど)	1.5
	3) 急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」概論	1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2) いつもと違う呼吸状態	1.0
	3) たんの吸引とは	1.0
	4) 人工呼吸器と吸引	2.0
	5) 子どもの吸引について	1.0
	6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	7) 呼吸器系の感染と予防(吸引と関連して)	1.0
	8) たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
7 高齢者及び障害児・者の 「たんの吸引」実施手順解説	1) たんの吸引で用いる器具・器材のしくみ、清潔の保持	1.0
	2) 吸引の技術と留意点	5.0
	3) たんの吸引に伴うケア	1.0
	4) 報告及び記録	1.0
8 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」概論	1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	2) 消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3) 経管栄養法とは	1.0
	4) 注入する内容に関する知識	1.0
	5) 経管栄養実施上の留意点	1.0
	6) 子どもの経管栄養について	1.0
	7) 経管栄養に係る感染と予防	1.0
	8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
9 高齢者及び障害児・者の 「経管栄養」実施手順解説	1) 経管栄養で用いる器具・機材のしくみ、清潔の保持	1.0
	2) 経管栄養の技術と留意点	5.0
	3) 経管栄養に必要なケア	1.0
	4) 報告及び記録	1.0
合計講義時間数		50

(別表2) 基本研修(演習)の内容及び回数

行為等の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	5回以上
	鼻腔内吸引	5回以上
	気管カニューレ内部	5回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5回以上
	経鼻	5回以上
救急蘇生法		1回以上

(別表3) 実地研修の内容及び回数

行為の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	10回以上
	鼻腔内吸引	20回以上
	気管カニューレ内部	20回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	20回以上
	経鼻	20回以上